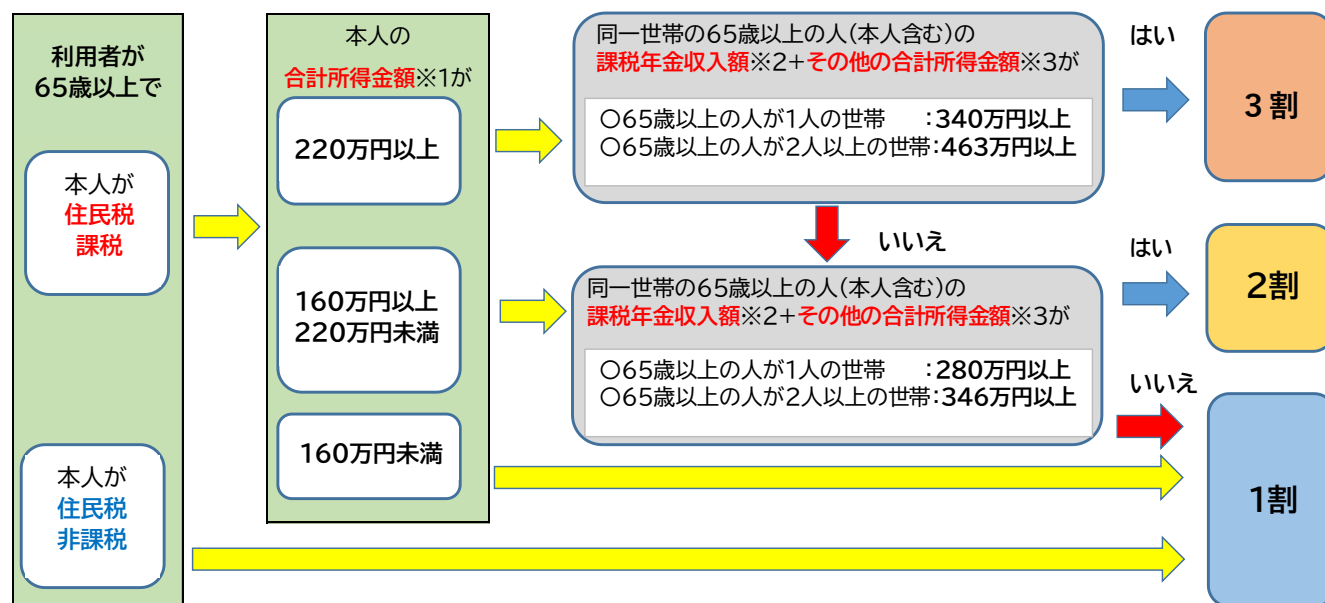


介護サービスの利用者負担割合について

介護サービスの利用者負担割合は、本人の課税状況や所得によって1割～3割に分かれています。(残りは支給限度額まで介護保険負担)。

◇利用者負担の割合 早見表



※1 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 課税年金収入額とは、老齢（退職）年金など、課税対象となる公的年金等の年金額のことです。

※3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額（※1）から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。

※ 40～64歳の人（第2号被保険者）、生活保護受給者は所得にかかわらず1割負担。

※ サービス内容によっては居住費等、食費などが別途必要です。